うち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

c25　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第5項第2号イに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

c26　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第5項第2号イに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

c27　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第3項第2号イに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

c28　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第3項第2号イに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

c29　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第5項第2号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

c30　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第5項第2号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

c31　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第3項第2号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

c32　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第3項第2号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

D　次の算式により算定した額

算式

$$\{d1 \div 0.5 + (d2 + d3) \times 0.02\} \times 0.25 + \{d4 \div 0.5 + (d5 + d6) \times 0.03\} \div 0.03 \times 0.01 + \{d7 \div 0.25 + (d8 + d9) \times 0.02\} \times 0.5 + \{d10 \div 0.25 + (d11 + d12) \times 0.03\}$$